

住宅用家屋証明書の申請時に必要な書類

必要書類	新築された住宅用家屋	建築後使用されたことのない住宅用家屋（建売住宅等）	建築後使用されたことのある住宅用家屋（中古住宅）※3
住宅用家屋証明申請書	○	○	○
住民票 （未入居の場合は申立書）	○	○	○
検査済証、登記事項証明書、登記完了証 又は登記済証）※1、※2	○	○	○
確認済証	○	○	
確認申請書（第1面～第6面、 配置図、平面図、立面図）	※4	※4	
売買契約書又は売渡証書 （競売の場合は代金納付期限通知書）		○	○
家屋未使用証明書		○	
認定長期優良住宅の認定通知書 （認定長期優良住宅の場合のみ）	○	○	
認定低炭素住宅の認定通知書 （認定低炭素住宅の場合のみ）	○	○	

※1 家屋の新築（取得）後1年以内の登記であること。

※2 床面積が50㎡以上（併用住宅の場合は住宅部分が床面積の90%を超える家屋）であること。

※3 昭和57年1月1日以後（昭和56年12月31日以前に建築された家屋は耐震基準適合証明書が必要です。）に建築された家屋であること。

※4 家屋調査時に必要であるため、できればご用意いただきたい書類